

本山町公共建築物における木材の利用の促進に関する方針

平成24年6月25日

この方針は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）」第9条第1項の規定に基づき、国が定めた公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針及び高知県産材利用推進方針に則して、本山町が整備する公共建築物等における木材利用推進に必要な事項を定めるものである。

第1. 公共建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1. 木材の利用の促進の意義

高知県は、森林面積が県土の約84%を占める日本一の森林県である。

本町は、中北部吉野川流域に位置し、県土の森林面積比率を超える、町土の約91%が森林面積である。

森林は、町土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、町民生活及び町民経済の安定に重要な役割を担っていることから、これら森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが極めて重要である。

しかしながら、人工林資源が成熟し、利用可能な段階を迎えつつある一方、これら資源の利用は不十分であり、木材価格も低迷していること等から、林業生産活動は停滞し、森林の有する多面的な機能の低下が懸念されている。

このような現状の中で、地元産材（嶺北内で生産された木材をいう。以下同じ。）の需要を拡大することは、林業の活性化を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域の活性化に貢献するものである。

2. 公共建築物等における木材の利用の促進の効果

公共建築物や公共土木工事は、広く町民の利用に供されるものであることから、多くの町民に対して、木との触れ合いや木の良さを実感する機会を提供することができる。

また、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行うことにより、木材利用の意義について町民の理解を深めることができる。

このようなことから、町が整備する公共建築物や公共土木工事において率先して木材を利用することにより、直接的な効果はもとより、一般建築物における地元産材の利用の促進、さらには工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての地元産材の利用拡大といった波及効果も期待できる。

第2. 公共建築物等における木材の利用の目標

1. 公共建築物への木材利用の推進

- (1) 町有施設を原則木造とする。その基準は県方針別表1「高知県公共建築物木造化基準(抜粋)」を準用し、別表2に定める範囲を基本とする。
- (2) 町有施設の内外装や設備・備品類等は木質化を積極的に推進する。
- (3) 町有施設において冷暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。
- (4) (1)、(2)、(3)にあたっては、原則地元産材を使用するものとし、そのうち、高知県グリーン購入基本方針に定められている重点調達品目に該当するものについては、その判断の基準を満たすものとすることを目標とする。

2. 公共土木工事への積極的な木材利用の推進

- (1) 町の土木工事においては、木材利用工法の積極的な採択に努める。
- (2) 町の土木工事のうち木製型枠の使用が適当と認められる別に定める工事においては、特記仕様書に木製型枠を使用することを明示する。また、看板・バリケード等工事関連資材においても積極的な木製品使用に努めるものとする。
- (3) (1)、(2)にあたっては、地元産材を優先使用するものとし、そのうち、高知県グリーン購入基本方針に定められている重点調達品目に該当するものについてはその判断の基準を満たすものとすることを目標とする。

第3. その他公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

町は、木材の利用を通じた新たな町づくりの観点から、庁内連絡会議(庁議)において、地元産の木材を中心とする地域材の公共建築物等への利用を促進するために検討するとともに、国、県及び関係各機関の円滑な連絡調整等に取り組むものとする。

また、木材の利用促進が果たす意義・効果の普及啓発等を行い、地域ぐるみによる木材利用促進を目指すものとする。

第4. 公共建築物等の整備に要する木材の供給に関する基本的事項

町は、森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者と連携し、素材生産の合理化、加工体制の拡充、木材の需給に関する情報の共有等を通じて、公共建築物等の整備に必要な木材の安定的な供給体制づくりに取り組むものとする。

附則

この方針は、平成24年7月1日から運用する。

別表 1

高知県公共建築物木造化基準(抜粋)

建築物の用途	建築物の規模(1棟当たりの延べ面積)	
	1,000 m ² 以下	1,000 m ² ~ 3,000 m ² 以下
庁舎・研修所	3階建以下は木造とする	
学校	2階建以下は木造とする	2階建以下は木造(2,000 m ² 以上は準耐火建築物)とする
体育館	平屋建は木造とする	平屋建以下は木造(2,000 m ² 以上は準耐火建築物)とする
文化施設	2階建以下は木造とする	2階建以下は木造(2,000 m ² 以上は準耐火建築物)とする
集会場	2階建以下で客席が 200 m ² 未満は木造とする	
社会福祉施設	法令の範囲内で可能なものは木造とする	
町営住宅	3階建以下は木造(2階部分が 300 m ² 以上は準耐火建築物)とする	
宿泊施設	2階建以下は木造(2階部分が 300 m ² 以上は準耐火建築物)とする	
展示場 物品販売所 観光施設	2階建以下は木造(2階部分が 500 m ² 以上は準耐火建築物)とする	
倉庫	2階建以下は木造(1,500 m ² 以上は準耐火建築物)とする	

※ 上記以外の施設であっても、積極的に木造化を図り、内装木質化については可能な限り木質にする。

積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、木材の利用を促進すべき公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を推進するものとする。

この場合、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を推進するものとする。

ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は文化財を収蔵もしくは展示する施設のほか、敷地周辺の交通量や隣接建物の用途等の立地条件と騒音・振動・防災・セキュリティー等の諸性能が確保できないなど、当該建築物に求められる機能・性能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を推進する対象としないものとする。

なお、建築基準法等において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。